

防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律 施行令案について

1 趣旨

防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和5年法律第54号。以下「法」という。）の施行に際し、法において政令で定めることとされた事項等について定める。

2 概要

(1) 指定装備移転支援法人に関する事項

納付金の納付の方法及びその帰属する会計その他国庫納付金に関し必要な事項について定める。（第1条関係）

(2) 装備品等契約における秘密の保全措置に関する事項

ア 装備品等秘密の表示の方法について定める。（第2条関係）

イ 防衛大臣が契約事業者に装備品等秘密を提供する方法等について定める。（第3条関係）

ウ 装備品等秘密の指定の有効期間の延長又は解除に関する事項について定める。（第4条及び第5条関係）

(3) 指定装備品製造施設等の取得及び管理の委託に関する事項

指定装備品製造施設等の管理を装備品製造等事業者に委託するときに、契約において定める必要がある事項について定める。（第6条関係）

(4) 防衛省組織令の一部改正

法の施行に伴い、防衛装備庁装備政策部等の所掌事務の一部について、所要の改正を行う。（附則関係）

3 施行期日

令和5年10月1日。ただし、第2条から第5条までの規定は、法附則第1項ただし書に規定する施行の日（令和6年4月1日）